

# 危険物施設審査基準

(内容：令和8年1月1日現在)

袋井消防本部 予防課

## 改正経過

制定 令和8年1月  
施行 令和8年4月1日  
経過措置 この基準の施行の際、現に許可、申請されているものについては、本基準の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# はじめに

## 1 目的

この基準は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条に規定する危険物の貯蔵・取扱いの制限等による技術上の基準及び当消防本部で適用する特例基準及び指導基準を集約することにより、危険物規制事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

## 2 運用上の留意事項

- (1) 本基準は、消防機関として有する火災等の災害にかかる知見或いは危険物規制事務に係る技術的背景等から、危険物施設特性に応じた安全対策を向上するために当消防本部が付加した行政指導事項も含まれているため、行政指導に際しては、関係者に説明を十分に行い、任意の協力を得た上で指導すること。なお、本基準によらなくても災害の発生や被害を最小限度に止めることができると認められる場合は、本審査基準を適用しない。
- (2) 凡例
- (ア) 無印 法令基準
- (イ) ◆ 指導基準（火災等の災害にかかる知見或いは危険物規制事務に係る技術的背景等から、危険物施設の特性に応じた安全対策の向上を図ることを目的として規定した行政指導事項）

## 3 用語例

- 1 法とは、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)をいう。
- 2 政令とは、消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)をいう。
- 3 施行規則とは、消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)をいう。
- 4 危政令とは、危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)をいう。
- 5 危規則とは、危険物の規制に関する規則(昭和 34 年總理府令第 55 号)をいう。
- 6 危告示とは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和 49 年自治省告示第 99 号)をいう。
- 7 条例とは、袋井市森町広域行政組合火災予防条例(昭和 46 年袋井市外 2 町消防組合条例第 21 号)をいう。
- 8 組合危規則とは、袋井市森町広域行政組合危険物の規制に関する規則(平成 7 年袋井市外 2 町消防組合規則 16 号)をいう。
- 9 通知とは、総務省消防庁通知・通達等をいう。
- 10 質疑とは、総務省消防庁質疑回答をいう。

# 目次

第 1 仮貯蔵又は仮取扱いの承認	1 - 1 ~ 1 - 3
第 2 製造所等の設置又は変更の許可等	2 - 1 ~ 2 - 13
第 3 仮使用の承認	3 - 1 ~ 3 - 5
第 4 製造所	4 - 1 ~ 4 - 23
第 5 一般取扱所	5 - 1 ~ 5 - 15
第 6 屋内貯蔵所	6 - 1 ~ 6 - 5
第 7 屋外タンク貯蔵所	7 - 1 ~ 7 - 11
第 8 屋内タンク貯蔵所	8 - 1 ~ 8 - 4
第 9 地下タンク貯蔵所	9 - 1 ~ 9 - 31
第 10 簡易タンク貯蔵所	10 - 1 ~ 10 - 2
第 11 移動タンク貯蔵所	11 - 1 ~ 11 - 3
第 12 屋外貯蔵所	12 - 1 ~ 12 - 4
第 13 屋外給油取扱所	13 - 1 ~ 13 - 25
第 14 屋内給油取扱所	14 - 1 ~ 14 - 11
第 15 顧客に自らに給油等をさせる給油取扱所	15 - 1 ~ 15 - 4
第 16 販売取扱所	16 - 1 ~ 16 - 3
第 17 消火設備	17 - 1 ~ 17 - 21
第 18 警報設備	18 - 1 ~ 18 - 2
第 19 避難設備	19 - 1 ~ 19 - 1
第 20 換気設備等	20 - 1 ~ 20 - 6
第 21 電気設備	21 - 1 ~ 21 - 21
第 22 避雷設備	22 - 1 ~ 22 - 1
第 23 予防規程	23 - 1 ~ 23 - 8
第 24 定期点検	24 - 1 ~ 24 - 4
第 25 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い	25 - 1 ~ 25 - 18
第 26 危険物の製造所及び一般取扱所に設ける休憩室	26 - 1 ~ 26 - 1